

総務教育常任委員会資料

(令和3年8月20日)

[件名]
国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について…………… 2

人事委員会事務局

国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について

令和3年8月20日
人事委員会事務局

I 勧告日 令和3年8月10日（火）

II 給与勧告の概要

【 民間給与との較差に基づく給与改定 】

- ① 月例給
 - ・ 改定なし
- ② ボーナス
 - ・ 支給月数を0.15月分引下げ（現行4.45月→4.30月）

1 月例給

(1) 官民の比較（令和3年4月分を調査）

民間給与(A)	国家公務員給与(B)	較差 (A) - (B)
407,134 円	407,153 円	△19 円 (0.00%)

(2) 比較を踏まえた対応

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない。

2 ボーナス（期末・勤勉手当）

(1) 官民の比較（令和2年8月～令和3年7月を調査）

民間(A)	国家公務員(B)	較差 (A) - (B)
4.32 月分	4.45 月分	△0.13 月分

※ 国家公務員は期末手当と勤勉手当の支給月数の合計

(2) 改定内容

支給月数の引下げ 現行4.45月分→4.30月分（0.15月分引下げ）

※ 民間の支給状況等を踏まえ、引下げ分を期末手当に配分

(3) 実施時期

法律の公布日

III 公務員人事管理に関する報告の概要

1 人材の確保及び育成

・ 志願者の拡大に向けて、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握し、技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化する。

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

・ 育児休業の取得回数制限を緩和する国家公務員の育児休業法改正についての意見の申出を行う（現行：原則1回まで→原則2回まで）。

・ 不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設する。

3 良好な勤務環境の整備

- ・客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化するとともに、喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願。

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進する。
- ・政府において検討が行われている人事評価制度の改正を踏まえ、見直し後の人事評価制度に基づく評価結果を任用、給与等により適切に反映するための昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向けた検討を進める。